

川島脳神経外科医院（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人利康会が開設する診療所（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

【事業の目的】

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に、自宅での生活の質の向上を目指して、医療、保健、福祉機関と連携し、利用者との良好な関係を築きながら適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第3条

- 1 事業所の従事者は要介護者等の心身の状況やその環境に応じて、適切な訪問リハビリテーション等を提供することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては医療保険法及び介護保険法の規定や行政からの指導を遵守する。
- 3 他の医療機関や行政、介護支援専門員等との良好な関係を築き実施する。
- 4 訪問リハビリテーション等指示書に基づく適切なサービスの提供を行う。
- 5 利用者及び家族に対し、訪問リハビリテーション等の内容を十分に説明し同意を得た上で実施する。

【事業所の名称及び所在地】

第4条 名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 川島脳神経外科医院
- (2) 所在地 群馬県館林市岡野町 374 番地

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者（医師）1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 理学療法士 1名（常勤専従）
理学療法士は利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務に当たる。

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月・火・水・金曜日とする。但し祝祭日、年末年始、夏季休業日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後6時までとする。

【利用料等その他の費用の額】

第7条

- 1 訪問リハビリテーション等を提供した利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。
通常の実施地域を越えて1kmにつき 100円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、館林市とする。

【相談・苦情処理】

第9条

- 1 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

【事故発生時の対応】

第10条

- 1 理学療法士等は、利用者に対する訪問リハビリサービス等提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、利用者の家族等に連絡を行うとともに、管理者に報告し、必要に応じて市町村に連絡する。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

【虐待防止に関する事項】

第 1 1 条 当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待を防止するため従業者に対する研修を定期的に（年 1 回）実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (3) サービス提供中に当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【その他運営に関する重要事項】

第 1 2 条

- 1 当事業所は、従業者の資質の向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持し、従業者でなくなった後においても保持すべき旨を、従業者との誓約書の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人利康会の川島脳神経外科医院が定めるものとする。

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。